

建設工事現場に掲げる標識類について

令和6年4月

技術管理課 技術調整担当

建設業法をはじめとする各種関係法令により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。

工事現場に掲げる必要がある又は望ましい標識類をまとめましたので、現場のパトロール等でご活用ください。

本資料の掲載した標識類は、一般的な工事現場で掲示が必要とされる資料となります。この他にも、各現場の施工状況により、法令等で掲示が義務付けられている標識又は望ましい標識がある場合は、適宜、掲示してください。

なお、掲示をする際は最新版の様式を使用してください。

1 工事現場に掲げる標識類（必須）

(1) 建設業の許可

建設業の許可票	
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
監理主任 技術者の氏名	〇〇 〇〇
専任の有無	専任
資格名	資格者証 交付番号
一級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号
一般建設業又は 特定建設業の別	特定建設業
許可を受けた建設業	土木・とび・土工・舗装
許可番号	国土交通大臣許可（特-〇〇）第××××号
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

掲示場所：工事現場の公衆の見やすい場所

標識寸法：縦 25cm 以上×横 35m 以上

掲示根拠：

- ・建設業法第 40 条
- ・建設業法施行規則第 25 条 1、2

留意事項

- ・「専任の有無」は、専任の場合は「専任」、専任していない場合は「非専任」と記載。
- ・「資格者証交付番号」は、監理技術者が専任の場合、資格者証の交付番号を記載。
- ・「許可を受けた建設業」は、当該工事現場で行っている 工事で許可を受けた建設業を記載。

(2) 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇建設㈱ 代表取締役社長 〇〇 〇〇
注文者の氏名	〇〇市長 〇〇 〇〇
事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇

掲示場所：事業場の見やすい場所

標識寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上

地色：白 文字：黒

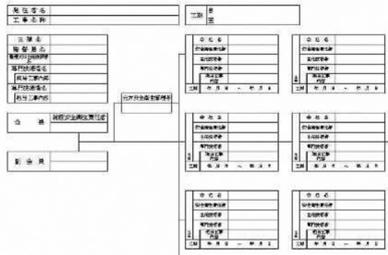
掲示根拠：

- ・労働者災害補償保険法施行規則第 49 条
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条

留意事項：

「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記載した氏名とする。工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所（両方を兼ねることも可）。

(3) 施工体系図



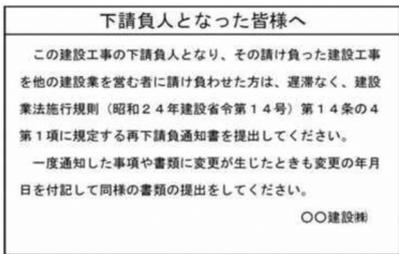
掲示場所：工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所（両方を兼ねることも可）

標識寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）

掲示根拠：

- ・建設業法第24条の8第4項
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項

(4) 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）



掲示場所：工事現場の見やすい場所

標識寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）

掲示根拠：建設業法施行規則第14条の3

留意事項：

再下請負通知書の提出については、掲示とともに下請負人へ書面による通知が必要。

(5) 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識



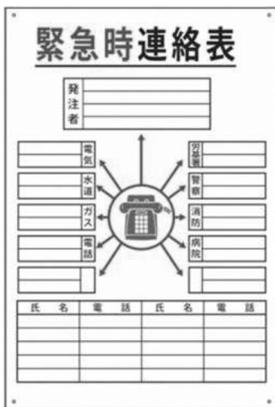
掲示場所：現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所

標識寸法：大（A3）・小（A4）のシールいずれか

掲示根拠：

- ・建退共制度改善方策について（労働省、建設省、建退共本部）H11.3.18
- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針5(5)

(6) 緊急時連絡先



掲示場所：現場事務所や工事現場の出入り口など

表示内容：関係連絡先、現場代理人等の電話番号を記載する（記入場所の指定なし）

標識寸法：規定なし（確認しやすい大きさ）

掲示根拠：

- ・土木工事安全施工技術指針第1章第4節工事現場管理5(3)
- ・労働安全衛生規則第642条の3

(7) 作業主任者専任表示板

作業主任者一覧表	
作業区分	氏名
足場の組立て等	
型枠・安保管組立て等	
地山の掘削	
土留め安保管	

作業主任者の職務

- 作業方法の決定、作業を適確に指導すること。
- 材料の欠点の有無及び二重及び土質を点検し、不適合を指摘すること。
- 作業中、安全帯等及び保護帯の使用状況を監視すること。

型わく支保工の組立て等
作業主任者の職務

作業主任者
氏名

掲示場所：現場事務所や工事現場の出入り口などの見やすい場所
標識寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）

- 掲示根拠：
- ・労働安全衛生法第 14 条
 - ・労働安全衛生法施行令第 6 条
 - ・労働安全衛生規則第 18 条

(8) 再生資源使用促進計画書

掲示場所：工事現場の見やすい場所
標識寸法：規定なし（確認しやすい大きさ）

- 掲示根拠：
- ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条第 8 項

(8) 建設基準法による確認表示板（建築工事）

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号
確認済証交付者	〇〇地域振興局 〇〇 〇〇
建築主又は建築主氏名	〇〇市長 〇〇 〇〇
設計者氏名	〇〇設計機 〇〇 〇〇
工事監理者氏名	〇〇市役所 〇〇〇〇課 〇〇 〇〇
工事施工者氏名	〇〇建設機 代表取締役 〇〇 〇〇
工事現場管理者氏名	〇〇 〇〇
建築確認に係るその他の事項	

掲示場所：公衆の見やすい場所
標識寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上

- 掲示根拠：
- ・建築基準法第 89 条第 1 項
 - ・建築基準法施行規則第 11 条

(9) 解体工事業登録票（解体工事）

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	〇〇〇〇県知事（登-〇〇）第〇〇号
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
技術管理者の氏名	

掲示場所：公衆の見やすい場所
標識寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上

- 掲示根拠：
- ・建設業法第 40 条
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 33 条
- 留意事項：

解体工事を営もうとする者は、当該業を営もうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないが、建設業許可（解体工事業（工作物の解体）、土木工事業（土木工作物の解体）又は建築工事業（建築物の解体））を有している場合は、登録の必要はなし。

(10) 産業廃棄物の保管場所の
掲示

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所	
保管する 産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず、廃プラスチック類
保管高さの上限	がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m
保管数量の上限	がれき類〇〇m ³ 金属くず〇〇m ³ 廃プラスチック類〇〇m ³
管理者名	〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇

掲示場所：保管施設の出入り口等、見やすい場所

標識寸法：縦及び横それぞれ60cm以上

掲示根拠：

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条及び同条の13

※保管場所周囲には囲いを設ける

※面積が300㎡以上である場所で行われる保管については、産業廃棄物の事業場外保管届出が必要。

(12) 石綿（アスベスト）を使用
した建築物の解体等工事
（届出対象、届出対象外）

掲示場所：工事現場の見やすい場所

標識寸法：A3 (297mm×420mm) 以上

掲示根拠：

- ・大気汚染防止法施行規則第16条の4

(13) 石綿除去等工事及び事前
調査結果の掲示
（石綿なし、レベル1～3）

掲示場所：工事現場の見やすい場所

標識寸法：A3 (297mm×420mm) 以上

掲示根拠：

- ・大気汚染防止法第18条の15第5項
- ・石綿障害防止規則第3条第3項

(14) その他

必要に応じて工事現場の見やすい場所に掲示する

2 現場掲示が望ましい標識類（例）

(1) 有資格者掲示の例

姓 名	職 名	課 室
新 井 大 輔	主任	第一課
田 中 健 一	係長	第二課
山 田 隆 夫	係長	第三課

玉掛技能資格者の職務

1. 玉掛作業は玉掛技能資格者によるものとする。玉掛技能資格者でない者が玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者の監督の下に行わなければならない。

2. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

3. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

4. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

5. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

6. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

7. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

8. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

9. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

10. 玉掛作業を行う場合は、玉掛技能資格者は、玉掛作業の開始前、作業中及び作業終了後、玉掛作業の状況を確認し、玉掛作業の安全を確保しなければならない。

玉掛作業責任者名

掲示場所：工事現場の見やすい場所

標識内容：

- ・就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。
- ・当該工事の中の該当作業に対する有資格者の提示をする。

標識寸法：規定なし（確認しやすい大きさ）

掲示根拠：

- ・労働安全衛生法第 59 条第 3 項
- ・労働安全衛生法第 61 条
- ・労働安全衛生法施行令第 20 条
- ・労働安全衛生規則第 36 条

(2) 道路使用許可証

道路使用許可申請書

警察署長殿

申請者名

住所

申請内容

申請理由

申請日

申請場所

申請者

警察署長

掲示場所：工事現場の見やすい場所

標識寸法：写し等で、確認しやすい大きさ